

八大疾病特約付 統一団体信用生命保険制度

住宅ローン返済中の大きなリスクに備えます。



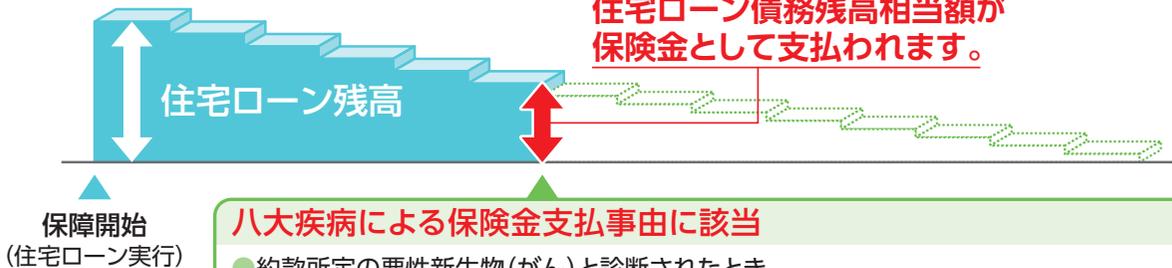
本制度(第二地銀協 八大疾病特約付統一団体信用生命保険制度)は、三井住友海上あいおい生命保険株式会社の**がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約、重度疾病長期入院時保障特約付き団体信用生命保険**(以下、八大疾病団信)を活用した団体保険制度です。

次ページの「保障内容」を、あわせてご確認ください。

この保険の イメージ

死亡・高度障害保障に加え、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎)により約款所定のお支払事由に該当されたときまたは余命が6ヶ月以内と判断されるときに、住宅ローン債務残高相当額が保険金として支払われます。

当初住宅ローン返済期間



**住宅ローン債務残高相当額が
保険金として支払われます。**

八大疾病による保険金支払事由に該当

- 約款所定の悪性新生物(がん)と診断されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病し、60日以上約款所定の状態が継続したと診断されたときまたは、その治療を目的として約款所定の手術を受けたとき
- 重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎)により、その入院日数が継続して180日以上となる時

リビング・ニーズ特約の支払事由に該当

- 余命が6ヶ月以内と判断されるとき

第二地銀協 八大疾病特約付統一団体信用生命保険制度(八大疾病団信)の概要

加入対象者	住宅ローン債務者 ※過去に悪性新生物(がん)の診断を受けた方は八大疾病団信にご加入いただけません。
加入年齢	加入日現在において満年齢で 18歳以上51歳未満
保険金額の上限	1億円 (八大疾病団信に複数加入の場合、通算で1億円) ※八大疾病団信に既に加入(*)されている場合、並びに今回のお借入れと同時期に加入(*)を予定されている場合には、その金額を含みます。 (*)今回の取扱銀行以外の会員行分を含みます。 ※融資金額(保険金額)が5,000万円超となる場合には、八大疾病団信専用の「健康診断結果証明書」が必要になります。
責任開始日	引受保険会社がお申込を承諾した場合、融資実行日または引受保険会社がお加入を承諾した日のいずれか遅い日を責任開始日とします。
保障内容	<p>死亡、高度障害または八大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎))により約款所定のお支払事由(*1)に該当したときまたは余命が6ヶ月以内と判断されるとき(リビング・ニーズ特約)(*2)の住宅ローン債務残高相当額(*3)</p> <p>(*1)保険金お支払事由の概要</p> <ul style="list-style-type: none">●責任開始日以後、保険期間中に約款所定の悪性新生物(がん)に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)等により診断確定されたとき。約款所定の悪性新生物(がん)には、上皮内がんや、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。また、責任開始日より前に約款所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合や、責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された約款所定の悪性新生物(がん)および当該悪性新生物(がん)の再発・転移等はお支払いの対象とはなりません。●責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上約款所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき。または、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において約款所定の手術を受けたとき。●責任開始日以後に発病した約款所定の重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎)を直接の原因とする保険期間中の入院であり、その入院日数が継続して180日以上となるとき。 <p>(*2)保険期間中に被保険者の余命が6ヶ月以内と判断されるとき(医師が記入した診断書や請求書類に基づいて保険会社が判断します。)</p> <p>(*3)規約・協定等で定める所定の範囲を超える利息等はお支払いの対象となりません。</p> <p>※保険金のお支払いに際しては約款所定の免責事項がありますのでご注意ください。 ※住宅ローンを分割して借入された場合は、分割融資実行分ごとに保障を開始します。 ※死亡保険金、高度障害保険金、がん診断保険金、急性心筋梗塞診断保険金、脳卒中診断保険金、重度疾病長期入院時保障保険金およびリビング・ニーズ特約保険金のうちいずれかの保険金をお支払いした場合には、保障は終了し以後その他の保険金をお支払いできません。</p>

(注1)この保険(八大疾病団信)は、一般社団法人第二地方銀行協会を保険契約者、同協会会員行(取扱銀行)を保険金受取人、取扱銀行の住宅ローン債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中に約款所定のお支払事由等に該当した場合に、取扱銀行が生命保険会社から受取る保険金をもって、被保険者の住宅ローン債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。

(注2)ご加入・保障内容(保険金をお支払いできない場合を含む)等の詳細につきましては、「申込書兼告知書」に添付の『被保険者のしおり(「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱いについて)』、『申込書兼告知書』の『ご記入いただく前に必ずお読みください』を必ずご確認ください。

**ご加入を希望される方は、取扱銀行にこの保険の詳細についてお問合せのうえ、
加入申込時の重要事項説明を十分にご確認ください!**

一般社団法人 第二地方銀行協会

団体信用生命保険契約の詳細内容および加入手続きについては取扱銀行の窓口まで、当商品の取扱銀行については第二地方銀行協会(TEL:03-3262-2181(代表))までお問合せください。

引受保険会社(R4.4.1現在)

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

2021-G-9112(2022.4.1)